

証券コード 5122
平成28年6月9日

株 主 各 位

東京都文京区本郷3丁目27番12号

オカモト株式会社

代表取締役社長 岡 本 良 幸

第120回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第120回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都文京区本郷3丁目27番12号
当社本社ビル1階

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第120期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）15名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案 取締役（監査等委員を除く。）の報酬額設定の件
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第8号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針承認の件

以 上

◎お願い

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また資源節約のため本「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎お知らせ

- ・本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ホームページに掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。したがって、会計監査人および監査役が監査した連結会計書類および計算書類は、本招集ご通知添付書類のほか、当社ホームページに掲載している連結注記表および個別注記表であります。
- ・株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類の記載事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.okamoto-inc.jp>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

第120期事業報告 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、前半は円安基調に加え、原油安によるコスト低減等で、企業の利益水準はリーマンショック前まで回復するなど、堅調に推移しておりました。しかしながら、後半は円高が進み、輸出企業を中心に株価が下落したほか、欧州での社会不安、中国の景気減速等の海外情勢の動向がわが国の景気を下押しする要因となり、マイナス金利導入等による更なる量的・質的金融緩和の導入の効果も不透明な状況となりました。

このような経営環境のなか、当社グループは、先行きが不透明な景気の波に左右されない企業として、既存事業についての生産効率のさらなる向上に努めるとともに、海外市場を中心として高い需要が続く自動車関連製品の営業力強化、訪日観光客を含めた国内市場でのコンドーム製品のブランド力強化などに重点的に取り組んでまいりました。

結果、当連結会計年度における売上高は883億83百万円(前年同期比9.3%増)、営業利益は原価率の低減と為替の影響により82億37百万円(前年同期比80.6%増)、経常利益は昨年2月に資本業務提携した理研コランダム株式会社の株式追加取得により、新たに持分法適用会社となったことから「持分法による投資利益」等により96億64百万円(前年同期比60.6%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は50億67百万円(前年同期比75.9%増)となりました。

各部門別の概況は次のとおりです。

<産業用製品>

一般用・工業用フィルムは、幅広い顧客ニーズに対応できるだけの生産体制の充実と営業力強化により売上増となりました。

建材工業用フィルムは、北米市場を中心とする車輛用プラスチックシート事業が好調に推移し売上大幅増となりました。

多層フィルムは、電池用フィルムは需要好調により堅調に推移しましたが、食品用・メディカル用フィルムが低調で売上減となりました。

農業用フィルムは、販売代理店における在庫調整および農作物生産者の節約志向の影響により売上減となりました。

壁紙は、住宅着工件数が前年並みとなり売上横這いとなりました。

フレキシブルコンテナは、需要が減少し売上減となりました。

自動車内装材は、昨年に引き続き国内外での国内自動車メーカーの採用車種および生産台数の増加により売上大幅増となりました。

粘着テープは、通信販売・ドラッグストアなど小売業への販売が順調に推移し売上増となりました。

工業用テープは、車輻用・住宅用は堅調に推移したものの、電材用の在庫調整の影響により売上減となりました。

食品衛生関連商品は、価格競争が激化するなかで、業務用ラップの新商品投入により売上横這いとなりました。

食品用脱水・吸水シートであるピチット製品は、産地加工向け需要の増加と外食向け需要の増加により売上増となりました。

以上により、当セグメントの売上高は532億25百万円(前年同期比11.3%増)となりました。

<生活用品>

コンドームは、引き続き国内市場は少子化・晩婚化による規模縮小のなかで、新商品の発売や積極的な販売施策の実行、インバウンド需要の取り込み、また海外市場においては積極的に営業展開を行ったことにより売上は大幅増となりました。

浣腸は、国内市場は縮小傾向にあるものの、既存商品についての販促活動を積極的に行った結果売上微増となりました。

除湿剤は、梅雨・秋雨の需要期での積極的な販売施策により売上増となりました。

カイロは、暖冬の影響により売上減となりました。

手袋は、産業用は堅調に推移したものの、家庭用・食品用が減少し売上減となりました。

メディカル製品のうち滅菌器は、需要減少により売上微減となりました。

雨衣は、道路交通法改正による自転車利用者の需要が増え、売上増となりました。

ブーツは、暖冬の影響および降水量の減少により売上減となりました。

シューズは、円安を受け値上げの実施等で売上減となりました。

以上により、当セグメントの売上高は349億30百万円(前年同期比6.2%増)となりました。

<その他>

その他事業は、物流受託事業および太陽光発電事業であります。

当セグメントの売上高(振替前)は35億79百万円(前年同期比0.5%増)となりました。

(2) 対処すべき課題

今後の見通しと致しましては、政府による景気対策等の効果を見込むものの、円高の進行や新興国の景気後退により企業収益にも減速感が漂い始め、また個人消費にもかげりが見られ、来年には消費税の増税が予定されるなど不透明な状況が続いております。

このような情勢のなか当社グループは、さまざまな経済環境においても、安定して高い収益を確保できる事業体質への強化を図っていくため、「身近な暮らしを科学する」を掲げ、消費者のニーズを満たす商品の品揃えや販売網を拡充して、製品の競争力をさらに高めてまいります。

また新規事業の創出と既存事業の活性化促進のため、長期の視点にて成果を得るべく研究開発投資を積極的に行い、商品の付加価値を高めるとともに、さらなる品質の向上を図るよう努めてまいります。

さらに、国内の主力工場、米国や東南アジアの海外工場への積極的な設備投資を行い、コ

スト構造の改善や為替により収益が大きく振れることのないよう為替抵抗力を高めてまいります。

また、透明性の高い健全な企業経営を目指して、コンプライアンスやリスク管理体制の充実を図るとともに、環境負荷軽減につながる活動を持続的に行い、社会に貢献できる企業グループを目指してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも何卒格別のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等及び資金調達の状況

- ① 当連結会計年度中において実施（無形固定資産を含む支払ベース）致しました設備投資等の主なものは次のとおりであります。

当社 静岡工場設備	2,054 百万円
当社 茨城工場設備	724 百万円
当社 福島工場設備	206 百万円
当社本社及び賃貸物件	151 百万円
グループ各社	825 百万円
合計	3,962 百万円

- ② 資金調達の状況

設備の新設及び拡充資金は、主に自己資金で賄いました。

(4) 財産及び損益の状況の推移

項目	単位	第117期 (平成25年3月期)	第118期 (平成26年3月期)	第119期 (平成27年3月期)	第120期 (当連結会計年度) (平成28年3月期)
売上高	百万円	70,008	77,457	80,872	88,383
経常利益	百万円	3,892	4,227	6,019	9,664
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	2,206	2,554	2,880	5,067
1株当たり 当期純利益	円	21.29	25.28	29.07	51.52
総資産	百万円	72,871	78,261	83,385	86,284
純資産	百万円	41,815	44,006	47,007	49,208

- (注) 1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数に基づき算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式数を除いております。
3. 第120期(当連結会計年度)の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
イチジク製薬株式会社	35百万円	100%	医薬品の製造・販売
オカモト化成株式会社	33百万円	100%	産業用製品、衣料・スポーツ用品の販売
世界長ユニオン株式会社	98百万円	100%	シューズ、紳士靴の製造・販売
Okamoto North America, Inc.	22.6百万米ドル	100%	持株会社
Okamoto U.S.A., Inc.	2百万米ドル	100%	産業用製品、医療・日用品の販売
Okamoto Sandusky Manufacturing, LLC	20.5百万米ドル	100%	産業用製品の製造・販売
岡本(香港)有限公司	6百万香港ドル	100%	産業用製品、シューズ、衣料・スポーツ用品、医療・日用品の販売
岡本貿易(深圳)有限公司	4.8百万中国元	100%	産業用製品、医療・日用品の販売
Okamoto Rubber Products Co., Ltd.	80百万パーツ	100%	コンドームの製造・販売
Siam Okamoto Co., Ltd.	245百万パーツ	100%	医療・産業用ゴム手袋製造・販売、産業用製品の販売

(注) 上記議決権比率は、子会社の保有する議決権も含めております。

(6) 主要な事業内容

(平成28年3月31日現在)

事業の区分	事業内容(主要製品)
産業用製品	プラスチックフィルム、農業用フィルム、ビニルレザー、壁紙、自動車内装材、布・クラフトテープ、工業用テープ、フレキシブルコンテナ、食品用ラップ、食品衛生関連商品、食品用脱水・吸水シート
生活用品	コンドーム、カイロ、炊事用手袋、作業用手袋、福祉用品、健康用品、競技用自転車チューブ、除湿剤、医薬品、殺虫剤、消臭剤、スポーツカジュアル靴、高級紳士靴、ブーツ、レジャー用品、雨衣
その他	倉庫管理、運送、プラント、太陽光発電事業

(7) 主要な営業所及び工場等**(平成28年3月31日現在)**

当 社 本 社	東京都文京区
国内営業拠点	当社大阪支店(大阪府大阪市)、当社名古屋営業所(愛知県名古屋市)、当社福岡営業所(福岡県福岡市)、イチジク製薬株式会社(東京都墨田区)、オカモト化成株式会社(東京都台東区)、世界長ユニオン株式会社(東京都江戸川区)
海外営業拠点	Okamoto U.S.A.,Inc.(米国)、岡本(香港)有限公司(中国香港)、岡本貿易(深圳)有限公司(中国)
国内生産拠点	当社静岡工場(静岡県榛原郡)、当社茨城工場(茨城県龍ヶ崎市)、当社福島工場(福島県いわき市)
海外生産拠点	Okamoto Sandusky Manufacturing,LLC(米国)、Okamoto Rubber Products Co.,Ltd.(タイ王国)、Siam Okamoto Co.,Ltd.(タイ王国)

(8) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

(平成28年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
2,145名	9名増

②当社の使用人の状況

(平成28年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
970名	30名増	38.8歳	16.1年

(注) 上記のほか、556名の臨時従業員がおります。

(9) 主要な借入先及び借入額

(平成28年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,800百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	900百万円
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	300百万円
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	100百万円

2. 会社の株式に関する事項 (平成28年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000 株
 (2) 発行済株式総数(自己株式を除く) 98,570,103 株
 注 上記より控除した自己株式数 6,426,736 株
 (3) 株主数 7,487 名
 (4) 上位10名の株主

(平成28年3月31日現在)

	株主名	持株数	持株比率
1	明治安田生命保険相互会社	7,426千株	7.53%
2	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	7,228千株	7.33%
3	丸紅株式会社	7,211千株	7.32%
4	株式会社みずほ銀行	4,896千株	4.97%
5	有限会社八幡興産	3,530千株	3.58%
6	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	3,348千株	3.40%
7	みずほ信託銀行株式会社	2,944千株	2.99%
8	やよい会	2,934千株	2.98%
9	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	2,444千株	2.48%
10	平井商事株式会社	1,886千株	1.91%

- (注) 1. 信託銀行の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数
 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 7,228千株
 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 3,348千株
 みずほ信託銀行株式会社 121千株
 2. 持株比率は自己株式を除いた発行済株式数に対する割合です。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(平成28年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
取締役会長 (代表取締役)	岡 本 二 郎		Okamoto North America, Inc.取締役社長
取締役社長 (代表取締役)	岡 本 良 幸		
専務取締役	田 村 俊 夫	海外部、車輛資材部管掌	
専務取締役	竹 内 誠 二	食品衛生用品部、手袋・ メデイカル部、産業用品 部、総務部、情報システ ム室、物流管掌	
常務取締役	矢 口 昭 史	汎用プラスチック製品部、 機能プラスチック製品部、 農業資材部担当	
常務取締役	増 田 富美雄	人事部、粘着製品部、建 装部、工業用品部、資材 部、大阪支店、名古屋営 業所担当	
常務取締役	池 田 佳 司	医療品部、生活用品部、 医療生活用品マーケティ ング室、開発関係担当	
取 締 役	加 藤 哲 司	食品衛生用品部長	
取 締 役	高 島 寛	経理部長	
取 締 役	本 川 勉	機能プラスチック製品部長	
取 締 役	有 坂 衛	総務部長	
取 締 役	金 氏 英 樹	福島工場長	
取 締 役	土 屋 洋 一	静岡工場長	
取 締 役	岡 本 邦 彦	海外部長、シューズ製品部長	岡本貿易(深圳)有限公司取締役社長 弁護士
取 締 役	相 澤 光 江		
常勤監査役	久保田 榮		
常勤監査役	後 藤 守 康		
監 査 役	小 川 明		公認会計士
監 査 役	深 澤 佳 己		弁護士

- (注) 1. 当期中の取締役の異動
 就任 金氏 英樹 (平成27年6月26日就任)
 土屋 洋一 同上
 岡本 邦彦 同上
 相澤 光江 同上
 退任 齋藤 慎也 (平成27年6月26日退任)
2. 当期中の監査役の異動はございません。
 3. 取締役相澤光江は社外取締役であります。
 4. 監査役小川明および深澤佳己は、社外監査役であります。
 5. 監査役小川明は公認会計士資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであり、また、監査役深澤佳己は弁護士資格を有しており、法務全般に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6. 当社は取締役相澤光江および監査役小川明を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役相澤光江、監査役小川明および深澤佳己は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が定める額となります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額	摘要	
取締役 (うち社外取締役)	16名 (1)	263百万円 (3)	年額	324百万円以内
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2)	28百万円 (6)	年額	36百万円以内
合計	20名	291百万円		

- (注) 1. 上記の他に、使用人兼務取締役の使用人給与相当額74百万円があります。
 2. 期末現在の人員は取締役15名、監査役4名であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役 相澤 光江

- 1) 他の法人等の業務執行取締役等の兼務状況
 TMI総合法律事務所のパートナー弁護士であります。
 なお、当社と同法人との間で顧問契約を締結しております。
- 2) 当事業年度における主な活動状況
 ア) 取締役会への出席状況及び発言状況
 出席回数は9/10回(就任後開催された回数)、発言は9回であります。

- ② 監査役 小川 明
 - 1) 他の法人等の業務執行取締役等の兼務状況
ひびき監査法人の代表社員であります。
なお、当社と同法人との間に特別な関係はありません。
 - 2) 当事業年度における主な活動状況
 - ア) 取締役会への出席状況及び発言状況
出席回数は10/12回、発言は10回であります。
 - イ) 監査役会への出席状況及び発言状況
出席回数は10/12回、発言は10回であります。
- ③ 監査役 深澤 佳己
 - 1) 他の法人等の業務執行取締役等の兼務状況
深澤法律事務所の弁護士であります。
なお、当社と同事務所との間に特別な関係はありません。
 - 2) 当事業年度における主な活動状況
 - ア) 取締役会への出席状況及び発言状況
出席回数は11/12回、発言は11回であります。
 - イ) 監査役会への出席状況及び発言状況
出席回数は11/12回、発言は11回であります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

③ 処分理由

- ・社員の過失による虚偽証明
- ・監査法人の運営が著しく不当

(3) 会計監査人の報酬等の額

		支 払 額
①	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39百万円
②	当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	39百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分出来ませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する状況にある場合には、当社監査役会は当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意をもって会計監査人を解任します。また、会計監査人の職務実施状況を勘案し、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する選解任等に関する議案の内容を監査役会が決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- 1) 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ① 当社の役員・使用人は、法令を誠実に遵守することはもとより、企業倫理を十分に認識し、社会人としての良識と責任を持って業務を遂行することが求められているとの認識に基づき、コンプライアンス規程を定めて、当社の企業理念体系（企業使命・経営理念・行動基準）としてコンプライアンスを経営の基本方針とすることとします。
 - ② 当社の役員は、この実践のため企業理念体系に基づき当社グループにおける企業倫理の遵守および浸透を率先垂範して行います。
 - ③ 社長をコンプライアンス統括責任者とするコンプライアンス委員会を設置し、弁護士・公認会計士等の外部有識者、管理部門担当役員等をメンバーにして当社および当社グループ全体のコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努め、また担当のセクションによる教育・啓発に努めてまいります。

- ④ 当社グループは、内部通報制度（オカモト・ホットライン）を開設し、法令遵守上疑義がある行為が行われていることを発見したときは通報しなければならないと定めています。通報内容への対応については通報内容を検討し、経営管理室が内部監査を実施して、その対処を行います。また今後についても、継続的にコンプライアンス体制の改善案を検討していくなど、その充実に努めてまいります。
 - ⑤ 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関わらずに断固としてこれを排除するとともに、代表取締役以下組織全体として対応し、不当要求防止責任者を設置して警察・弁護士等外部の専門機関との緊密な連携を保ち、反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化に努めてまいります。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ① 取締役は、その職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む）その他の重要な情報を、情報管理規程・パソコン管理規程・内部者取引管理規程に基づき適切に管理し保管いたします。
 - ア) 株主総会議事録と関連資料
 - イ) 取締役会議事録と関連資料
 - ウ) 取締役が主催する重要な会議記録および指示事項
 - エ) 内部者取引（インサイダー取引該当）に係る重要な文書
 - オ) その他取締役の職務の執行に関する稟議書類等重要な文書
 - カ) 個人情報保護法上の個人情報に該当する情報
 - ② 会社としての重要書類は、情報管理規程に基づき電磁的記録はパソコン管理規程に基づき管理・保管し、その管理・保管方法については継続的に、教育・啓発を行うとともに見直しをしております。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 当社グループのリスクマネジメントとして、外部有識者の意見を取り入れてコンプライアンス委員会でリスクの発生防止と発生した場合の損失の極小化を図る体制を構築いたします。また、当社グループの企業活動の持続的発展の実現を脅かすあらゆるリスクに対処すべく、リスク管理委員会を機動的に開催して、当社グループとしてのトータルリスクマネジメント体制の構築に注力いたします。
 - ② リスク管理委員会のもと、当社および子会社において、工場部門・営業部門・管理部門ごとに、担当役員の指示のもと専門的な立場から各種リスクの評価・管理を行い、部門別のリスクマネジメントに取り組んでまいります。なお、環境リスクについては、ISO14001取得時に創設した環境管理委員会にて横断的・継続的に評価・管理しております。
 - ③ 当社および子会社において、地震等による自然災害がもたらす津波・火災・水害等による操業停止のリスク、基幹ITシステムが正常に機能しないリスクを軽減する体制を整備いたします。またかかるリスクの高い地区および業務については、都度、保険契約の見直しを実施いたします。

- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会を原則月1回以上開催し、経営上の重要事項につき協議します。また年に1度以上工場で取締役会を開催し交流を図ることで、効率的な現場の把握、情報の共有に努めてまいります。
 - ② 当社グループの事業部門は、需要家向け製品の産業用製品事業と消費者向け製品の生活用品事業、その他事業の3部門に分かれています。各部門の互換性が薄いため、部門毎に長期販売計画、年度単位の部門方針を立て、その業績を全社統一的な指標により管理するとともに、課長以上が出席する月曜会において毎月1回、各部門の業績を報告しあい、全社的に各部門の業績、状況を把握できる体制を整えるとともに、効率の良い業務執行に努めてまいります。
 - ③ 代表取締役と役付取締役で構成する常務会を定例以外にも機動的に開催し、各部門の業績・状況を監視するとともに、当社事業の対処方針を効率よく決定できる体制を構築いたします。
- 5) 財務報告の適正性を確保するための体制
- ① 経営管理室を中核として、当社および当社グループにおける財務報告の適正性を確保するために必要な管理体制を構築・整備・運用してまいります。
 - ② 財務状況に重要な影響を及ぼす可能性が高いと認められる事項については、取締役、監査役および会計監査人間で適切に情報共有を行ってまいります。
- 6) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、子会社の自主性を尊重しますが、当社取締役が子会社の取締役を兼務等することで、当社の方針を子会社の運営に直結させるとともに、子会社の経営上の重要事項については、当社との事前協議や当社への報告を行わせることとして、当社グループとしてリスクを一体的に把握し管理してまいります。
 - ② 当社グループの経営の基本方針および経営目標を定めて、当社グループ全体として効率的な業績管理を行ってまいります。
 - ③ 当社の取締役は、担当部門の子会社の状況を含めて取締役会において1ヶ月に1回業務の執行状況を報告します。
 - ④ 経営管理室は、当社グループ各社の内部統制の構築および運用指導を行い、各子会社と連携して、当社グループ全体としての内部統制を進めてまいります。
 - ⑤ 当社グループとして内部通報制度（オカモト・ホットライン）を設けて、これを公益通報者保護法の定めに従って運用することにより、法令遵守体制の確保に努めてまいります。

- 7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合、必要な知識・能力を備えた監査役の職務を補助する使用人を置くものとします。
 - ② 当該使用人は監査役の指揮命令に従い、その任命・異動・評価・懲戒は、監査役会の同意を得たうえで決定します。
 - ③ 監査役の指示に基づく当該使用人の調査や情報収集に対して、当社各部門が協力する体制を構築いたします。
- 8) 監査役への報告に関する体制
- ① 当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役・監査役および使用人は、会社の経営および事業運営上の重要事項ならびに業務執行の状況および結果について、監査役に報告いたします。監査役は、取締役会・月曜会に出席するとともに、コンプライアンス委員会・小委員会にも出席して、必要に応じて取締役および使用人に報告を求めることができるものとします。
 - ② 当社グループは、業績・信用に影響を及ぼすものは都度、把握できる体制を敷くなど、監査役への情報提供を強化してまいります。
 - ③ 報告者に対しては、匿名性を確保するとともに、そのことを理由として不利な取扱いを受けることのないよう保護してまいります。
- 9) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針
- 監査役は、職務の執行上必要となる費用について、当社からその費用の前払いおよび償還を受けることができるものとします。
- 10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役が、重要な会議体等に出席することができる体制を整え、その適正性を高めるとともに監査役への情報提供を強化します。
 - ② 当社監査役の半数は独立社外監査役とし、対外的な透明性を確保するとともに、弁護士・公認会計士の外部有識者の立場にて監査・アドバイスを実践いたします。
 - ③ 当社監査役は、当社グループの各社監査役および当社経営管理室と連携して、当社グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実践する体制を整備してまいります。当社の内部監査部門である経営管理室は、法令や定款・社内規程等への適合性等の観点から、グループ会社の監査を実施していくほか、監査役会に内部監査報告を行い、監査指示を受けた場合にはさらに追加して内部監査を行ってまいります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、上記業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりです。

- ① 業務執行の効率性向上に関する事項
 - ・取締役会を本社および各工場において、計12回開催し、経営計画・予算策定、設備投資等、経営上の重要事項について審議を行っています。
 - ・取締役会では、当社グループの月次経営成績が報告され、当社グループ・担当部門における経営目標の達成状況、経営課題およびその対応策について確認し、議論を行っています。
- ② コンプライアンスに関する事項
 - ・平成27年5月8日開催の取締役会決議により一部改定いたしました「内部統制システムの基本方針」の趣旨、内容等について当社および子会社に説明を行い、当社グループ全体への周知を図っています。
 - ・情報管理規程を制定し、重要書類・情報の保存、管理の徹底を図っています。
 - ・「行動基準」を制定するとともに、全従業員および子会社の幹部に対し、法令・企業倫理に沿った行動をするよう徹底しています。
 - ・行動基準は当社ホームページに、コンプライアンス規程はイントラネットにそれぞれ掲載して、その周知を図るとともに、全従業員を対象に定期的にコンプライアンス教育を実施しています。
 - ・当社グループ全体の、内部通報・相談窓口として「オカモト・ホットライン」を設置し、内部通報しやすい環境を整備して、不正行為等の未然の防止に努めています。
- ③ リスク管理に関する事項
 - ・経営における重大な損失、不利益等を最小限にするためリスク管理規程を制定するとともに、リスク管理委員会を定期的に開催して、当社グループ全体としてのリスクの抽出・把握・評価・対応策の実施等を行っております。
 - ・リスク管理委員会の活動内容については、都度、取締役会に報告を行っております。
- ④ グループ管理に関する事項
 - ・子会社代表取締役から定期的に子会社の経営状況等の報告を受ける体制を整え、その体制に従い、子会社に関する重要事項（事業運営等・コンプライアンス・リスク管理に関する事項）が、当社へ定期的に報告されています。
 - ・当社内部監査部門は、年度監査計画に基づき子会社に対する内部監査を実施し、その結果を取締役に報告しております。
- ⑤ 監査役の監査に関する事項
 - ・当社の経営管理室長は、内部監査部門が行った監査結果、および「オカモト・ホットライン」の通報・相談状況について、当社監査役に報告を行っております。
 - ・監査役は、取締役会のほか、経営会議など社内での重要な会議に出席し、必要があるときは意見を述べています。
 - ・監査役は、代表取締役や内部監査部門等と定期的な会合等を実施して意見交換を行い、取締役に対する職務執行の監査の実効性を高めています。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

① 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては、当社の企業価値と株主共同の利益の向上に資する者が望ましいと考えます。

また、当社株式は証券取引所に上場しておりますので、当社の株主の在り方は、市場での自由な取引を通じて決まるものと考えています。

従って、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全員の意思に基づき決定されるべきものと考えています。

② 不適切な支配の防止のための取り組み

資本市場では、対象となる企業の経営陣の賛同も得ずに、一方的に大規模な買付提案またはこれに類似する行為がなされることがあります。

これらの大規模買付や買付提案のうち、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、株主の皆様がかかる大規模な買付に応じるべきか否かを判断したり、当社取締役会が株主の皆様が代替案を提案するために必要な時間や情報を提供しないもの、明らかに濫用目的であるもの等は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあります。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切と判断します。

当社は、第111回定時株主総会（平成19年6月28日開催）の決議をもって「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」を導入し、第114回定時株主総会（平成22年6月29日開催）、第117回定時株主総会（平成25年6月27日開催）にて継続してまいりました（継続後のプランを以下「本プラン」といいます）。また、当社は、本プラン導入以後の法令の改正、買収防衛策に関する議論の動向等を踏まえ、平成28年5月9日開催の取締役会において、本プランに所要の変更を行ったうえで、平成28年6月29日開催予定の当社第120回定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として買収防衛策を継続することを決定いたしました。

本プランは、当社が発行する株券等について、(ア) 自己の保有割合が20%以上となる場合、もしくは(イ) 自己およびその特別関係者の所有割合の合計が20%以上となる場合のいずれかに該当する買付その他の取得（以下、あわせて「大規模買付行為」といいます。）が行われる場合に、当社取締役会が大規模買付行為を行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）に大規模買付行為の情報提供を要請するとともに、取締役会の恣意的な判断を防止し、適正に運用されるよう独立委員会の設置を義務づけています。

当社取締役会は、大規模買付者が本プランで定められたルールを遵守しない場合、または大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重し対抗措置の発動の是非について判断を行います。

③ 上記②の取組みについての基本方針等との整合性に係る取締役会の判断

上記方針の目的は、当社議決権が20%以上となる大規模買付行為が、企業価値ひいては株主共同の利益を高めるものであるか否かについて株主の皆様にご判断いただくための情報と時間を確保したうえで、取締役会として、大規模買付者等と協議・交渉し、意見や代替案等を提示するためのものです。

従って、これらの施策は当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるための枠組みであり、上記①の基本方針に沿うものであると考えております。

さらに、本プランは経済産業省および法務省の平成17年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の三原則を充足し、経済産業省の企業価値研究会による平成20年6月30日付「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえ、(ア)株主共同の利益の確保・向上を目的とし、株主意思を反映する手続を定めていること、(イ)社外者のみから構成される独立委員会の判断が最大限尊重されるとともに、外部の専門家の意見聴取ができることとされていること、(ウ)有効期間満了前でも株主総会によりいつでも廃止し得ること等の理由から、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(注) 事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	53,937	流動負債	28,240
現金及び預金	16,257	支払手形及び買掛金	18,828
受取手形及び売掛金	24,945	短期借入金	2,346
商品及び製品	7,660	未払法人税等	1,697
仕掛品	1,520	賞与引当金	892
原材料及び貯蔵品	1,741	その他	4,475
繰延税金資産	649		
未収還付法人税等	167		
その他	1,108	固定負債	8,836
貸倒引当金	△112	長期借入金	1,000
		繰延税金負債	867
		退職給付に係る負債	5,904
		厚生年金基金解散損失引当金	117
		その他	946
固定資産	32,347	負債合計	37,076
有形固定資産	15,393	(純資産の部)	
建物及び構築物	4,474	株主資本	42,927
機械装置及び運搬具	6,129	資本金	13,047
土地	3,778	資本剰余金	359
建設仮勘定	597	利益剰余金	31,866
その他	413	自己株式	△2,346
無形固定資産	183	その他の包括利益累計額	6,280
投資その他の資産	16,770	その他有価証券評価差額金	6,392
投資有価証券	16,183	繰延ヘッジ損益	△95
繰延税金資産	85	為替換算調整勘定	580
その他	506	退職給付に係る調整累計額	△597
貸倒引当金	△6	純資産合計	49,208
資産合計	86,284	負債及び純資産合計	86,284

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成 27年 4月 1日～平成 28年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上		88,383
売上原価		65,582
販売費及び一般管理費		22,801
営業利益		14,563
営業外収益		8,237
受取利息	15	
受取配当金	390	
不動産賃貸料	396	
持分法による投資利益	1,042	
その他	251	2,095
営業外費用		
支払利息	30	
不動産賃貸費用	134	
為替差損	425	
その他	78	669
経常利益		9,664
特別利益		
固定資産売却益	1	1
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	10	
減損	2,110	2,121
税金等調整前当期純利益		7,544
法人税、住民税及び事業税	2,659	
法人税等還付税額	△167	
法人税等調整額	△14	2,476
当期純利益		5,067
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		5,067

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

(単位：百万円)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年4月1日残高	13,047	359	27,258	△2,197	38,467
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,106		△1,106
親会社株主に帰属する当期純利益			5,067		5,067
自己株式の取得				△88	△88
持分法の適用範囲の変動			647	△59	587
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	4,608	△148	4,460
平成28年3月31日残高	13,047	359	31,866	△2,346	42,927

項目	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
平成27年4月1日残高	7,843	43	788	△136	8,539	47,007
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当					-	△1,106
親会社株主に帰属する当期純利益					-	5,067
自己株式の取得					-	△88
持分法の適用範囲の変動					-	587
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△1,450	△138	△208	△460	△2,258	△2,258
連結会計年度中の変動額合計	△1,450	△138	△208	△460	△2,258	2,201
平成28年3月31日残高	6,392	△95	580	△597	6,280	49,208

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月25日

オカモト株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市 瀬 俊 司 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 今 西 恭 子 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オカモト株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オカモト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成 28年 3月 31日 現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	46,771	流動負債	26,101
現金及び預金	10,016	支払手形	4,815
受取手形	8,534	買掛金	13,046
売掛金	18,598	短期借入金	2,100
商品及び製品	5,295	未払金	340
仕掛品	1,296	未払法人税等	1,553
材料及び貯蔵品	1,251	未払費用	1,797
関係会社短期貸付金	134	賞与引当金	763
繰延税金資産	484	その他の	1,685
未収還付法人税等	167		
その他の	990	固定負債	9,027
固定資産	34,861	長期借入金	1,000
有形固定資産	15,852	繰延税金負債	2,455
建物及び構築物	3,327	退職給付引当金	4,725
機械装置及び運搬具	4,087	その他の	846
土地	7,692		
建設仮勘定	545	負債合計	35,128
その他の	198	(純資産の部)	
無形固定資産	76	株主資本	40,294
投資その他の資産	18,933	資本金	13,047
投資有価証券	13,197	資本剰余金	448
関係会社株	5,419	資本準備金	448
その他の	316	利益剰余金	28,984
		利益準備金	2,864
		その他利益剰余金	26,120
		固定資産圧縮積立金	299
		特別償却準備金	537
		別途積立金	17,285
		繰越利益剰余金	7,997
		自己株式	△2,186
		評価・換算差額等	6,209
		その他有価証券評価差額金	6,304
		繰延ヘッジ損益	△95
資産合計	81,632	純資産合計	46,503
		負債及び純資産合計	81,632

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成 27年 4月 1日～平成 28年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上		69,709
売 上 原 価		54,531
販 売 費		15,177
営 業 費		9,371
営 業 外 収 入		5,806
受 取 配 当 金	7	
受 取 配 当 金	845	
不 動 産 賃 貸 料	453	
そ の 他	110	1,417
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	23	
不 動 産 賃 貸 費 用	165	
為 替 差 損	259	
関 係 会 社 支 援 損	41	
そ の 他	64	553
経 常 利 益		6,671
特 定 資 産 売 却 益	1	1
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	8	
減 損	1,849	1,858
税 引 前 当 期 純 利 益		4,814
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,206	
法 人 税 等 還 付 税 額	△167	
法 人 税 等 調 整 額	△261	1,777
当 期 純 利 益		3,036

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成 27年 4月 1日～平成 28年 3月 31日)

(単位：百万円)

項目	株主資本									
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金						自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他利益剰余金							
			利益 準備金	固定資産 圧縮積立金	固定資産圧縮 特別勘定積立金	特別償却 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金		
平成 27年 4月 1日 残高	13,047	448	2,864	289	32	689	17,285	5,897	△2,098	38,455
当期変動額										
剰余金の配当								△1,110		△1,110
当期純利益								3,036		3,036
固定資産圧縮積立金の積立				32				△32		－
固定資産圧縮積立金の取崩				△22				22		－
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩					△32			32		－
特別償却準備金の取崩						△151		151		－
自己株式の取得									△88	△88
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	10	△32	△151	－	2,100	△88	1,838
平成 28年 3月 31日 残高	13,047	448	2,864	299	－	537	17,285	7,997	△2,186	40,294

項目	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
平成 27年 4月 1日 残高	7,776	43	7,819	46,275
当期変動額				
剰余金の配当				△1,110
当期純利益				3,036
固定資産圧縮積立金の積立				－
固定資産圧縮積立金の取崩				－
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩				－
特別償却準備金の取崩				－
自己株式の取得				△88
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,471	△138	△1,610	△1,610
当期変動額合計	△1,471	△138	△1,610	227
平成 28年 3月 31日 残高	6,304	△95	6,209	46,503

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月25日

オカモト株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 市 瀬 俊 司 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 今 西 恭 子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オカモト株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第120期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第120期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、経営管理室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告書及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本変動計算書及び個別注記表）及び、その附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月27日

才力モト株式会社	監 査 役 会
常勤監査役	久 保 田 榮 ㊟
常勤監査役	後 藤 守 康 ㊟
社外監査役	小 川 明 ㊟
社外監査役	深 澤 佳 己 ㊟

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は株主のみなさまへの利益還元を重要な政策と位置づけ、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当に加え、業績連動を考慮した配当を実施することを利益処分に関する基本方針としております。

この基本方針のもと、平成28年3月期（平成27年4月1日～平成28年3月31日）通期の業績が堅調に推移したことから配当性向等を総合的に勘案し、1株当たり6円とし、既に実施している中間配当金と合せて年間配当金を11円とさせていただく予定です。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株当たり6円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は591,420,618円となります。

なお、中間配当金として5円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり11円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号。)によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となっております。

監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を付与することで取締役会の監査・監督機能を一層強化し、コーポレートガバナンス体制のさらなる充実を図るため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

(2) 機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第38条(剰余金の配当等の決定機関)および第39条(剰余金の配当の基準日)を新設するとともに、これらの一部と内容が重複する現行定款第10条(自己の株式の取得)、現行定款第42条(剰余金の配当)および現行定款第43条(中間配当)を削除するものであります。

(3) 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、字句の修正、現行規定内容を明確にすることその他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は本定時株主総会の終結の時をもって効力が発生するものいたします。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第4条	第4条
当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1.取締役会	1.取締役会
<u>2.監査役</u>	<u>2.監査等委員会</u>
<u>3.監査役会</u>	(削除)
<u>4.会計監査人</u>	<u>3.会計監査人</u>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第8条（省略）</p> <p>（单元未満株式の買増し）</p> <p>第9条 当会社の株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>（自己の株式の取得）</p> <p>第10条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>（株主名簿管理人）</p> <p>第11条（省略）</p> <p>（株式取扱規定）</p> <p>第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</p> <p>第13条～第14条（省略）</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第8条（現行どおり）</p> <p>（单元未満株式の買増し）</p> <p>第9条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>（削除）</p> <p>第38条を追加し第10条を削除</p> <p>（株主名簿管理人）</p> <p>第10条（現行どおり）</p> <p>（株式取扱規程）</p> <p>第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条～第13条（現行どおり）</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第15条～第21条（省略）</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条～第20条（省略）</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数と選任方法)</p> <p>第22条</p> <p>1.当社の取締役は18名以内とし、株主総会において選任する。</p> <p>(新設)</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 (省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第24条</p> <p>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数と選任方法)</p> <p>第21条</p> <p>1.当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、18名以内とし、監査等委員である取締役は、3名以内とする。</p> <p>2.取締役は監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. (現行どおり)</p> <p>5.監査等委員である取締役の補欠者の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第23条</p> <p>1.取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2.監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3.任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集権者および議長) 第25条 (省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第26条 1.取締役会招集の通知は、会日より3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2.取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。 3. (省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第27条 (省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規定) 第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 1.取締役会招集の通知は、会日より3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2.取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。 3. (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任) 第27条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところにより、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程) 第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>

現行定款	変更案
<p>(報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第31条 1. (省略) 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>取締役 (業務執行取締役等である者を除く。) との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(<u>員数および選任方法</u>) 第32条 1. <u>当会社の監査役は4名以内とし、株主総会において選任する。</u> 2. <u>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第33条 監査役会は、その決議によって常勤の<u>監査役</u>を選定する。</p>	<p>(報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第31条 1. (現行どおり) 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役 (業務執行取締役等である者を除く。) との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員) 第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の<u>監査等委員</u>を選定することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(任期)</p> <p>第34条</p> <p>1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条</p> <p>監査役会の招集通知は、会日より3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第36条</p> <p>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第37条</p> <p>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査役会規定)</p> <p>第38条</p> <p>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。</p>	<p>(削除)</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第33条</p> <p>監査等委員会の招集通知は、会日より3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第34条</p> <p>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第35条</p> <p>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第36条</p> <p>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>

現行定款	変更案
<p>(報酬等) 第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除) 第40条 1.当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2.当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p style="text-align: center;">第6章 計算</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計算</p>
<p>(事業年度) 第41条 (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(事業年度) 第37条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第38条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(剰余金の配当) 第42条 当社は株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を行うことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(中間配当) 第43条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）を行うことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日) 第39条 1.当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2.当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 3.前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>(配当金の除斥期間) 第44条 (省略) (新 設)</p>	<p>(配当金の除斥期間) 第40条 (現行どおり) (附 則) 第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 第2条 前条および本条は2026年6月29日をもって削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）15名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役15名全員は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）15名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	おかもと じろう 岡本 二郎 (昭和20年 6月19日生)	昭和44年11月 当社入社 昭和51年6月 当社取締役 昭和54年6月 当社常務取締役 昭和60年6月 当社専務取締役 平成8年6月 当社取締役副社長 平成15年7月 当社海外部管掌 平成17年6月 当社取締役社長 平成23年6月 当社取締役会長 現在に至る	1,294,000株
		【取締役候補者とした理由】 代表取締役として経営全般にわたる豊富な経験と高度な見識を生かして、重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材として、取締役候補者いたしました。	
2	おかもと よしゆき 岡本 良幸 (昭和24年 10月23日生)	昭和50年7月 当社入社 昭和60年6月 当社取締役 平成元年6月 当社常務取締役 平成15年7月 当社専務取締役 平成17年6月 当社専務取締役 資材部、茨城工場、静岡工場、福島工場管掌 平成23年6月 当社取締役社長 現在に至る	1,123,000株
		【取締役候補者とした理由】 代表取締役社長として、取締役会を運営・統括するとともに、当社グループ全体を牽引してきた実績と経営全般にわたる豊富な経験と高度な見識を生かして当社グループのさらなる企業価値向上に寄与することができる適切な人材として、取締役候補者いたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	たむら としお 田村 俊夫 (昭和28年) (9月9日生)	昭和52年6月 当社入社 平成10年4月 当社海外部製品販売課長 平成14年6月 当社海外部 統括マネージャー 平成19年6月 当社取締役 海外部長 平成23年6月 当社常務取締役 海外部担当 平成24年6月 当社常務取締役 海外部、車輛資材部担当 平成27年6月 当社専務取締役 海外部、車輛資材部管掌 現在に至る Okamoto North America, Inc. 取締役社長	25,000株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、長年にわたり、主に海外営業部門を牽引し、海外拠点の運営や新規の販路開拓に尽力してまいりました。さらなるグローバルな展開を強化するため、重要な役割を果たす適切な人材として、取締役候補者いたしました。			
4	たけうち せいじ 竹内 誠二 (昭和26年) (5月17日生)	昭和50年4月 (株)富士銀行(現(株)みずほ銀行) 入行 平成14年5月 同行八王子支店長 平成16年7月 当社総務部、経営管理室統括マネージャー 平成17年6月 当社取締役 総務部長、経営管理室、PLP推進室、情報システム室、お客様相談室担当 平成21年6月 当社常務取締役 食品衛生用品部、メディカル製品部、情報システム室、物流担当 平成27年6月 当社専務取締役 食品衛生用品部、手袋・メディカル部、産業用品部、情報システム室、物流管掌 平成27年9月 当社専務取締役 食品衛生用品部、手袋・メディカル部、産業用品部、総務部、情報システム室、物流管掌 現在に至る	22,000株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、金融機関での経験を通じて、幅広い知識・経験・人脈を有しており、営業および管理部門において多面的な視点から発言・提案し活性化に貢献できる適切な人材として、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
5	<p>やくぐち あきふみ 矢口 昭史 (昭和28年) (4月29日生)</p>	<p>昭和53年6月 当社入社 平成8年7月 当社産業製品部大阪産業製品課長 平成14年6月 当社プラスチック製品部プラスチック製品課 マネージャー 平成19年7月 当社プラスチック製品部長 平成20年6月 当社取締役プラスチック製品部長 平成22年7月 オカモト化成品(株)取締役社長 平成23年6月 当社取締役退任 オカモト化成品(株)取締役社長 平成25年6月 当社常務取締役 汎用プラスチック製品部、機能プラスチック製品部、農業資材部担当 現在に至る</p>	14,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、長年にわたるプラスチック製品の営業部門における豊富な経験と実績に加え、グループ会社の経営にも携わり、さらなる市場開拓に向けてこれらの知見を重要な意思決定に生かす適切な人材として、取締役候補者いたしました。</p>			
6	<p>いけだ けいじ 池田 佳司 (昭和31年) (9月30日生)</p>	<p>昭和55年6月 当社入社 平成9年10月 当社茨城工場製造一部検査包装課長 平成14年6月 当社茨城工場製造部医療品険包課統括マネージャー 平成19年7月 当社茨城工場長兼製造部長 平成21年6月 当社取締役 茨城工場長兼製造部長 平成27年1月 当社取締役 医療生活用品部長、開発関係担当 平成27年6月 当社常務取締役 医療品部、生活用品部、医療生活用品マーケティング室、開発関係担当 現在に至る</p>	12,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、長年にわたり、工場の生産技術や研究開発部門の経営に携わっており豊富なマネジメント経験から、これらの知見を当社の経営に反映させることにより、当社の監督機能がさらに強化できる適切な人材として、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
7	かとう てつじ 加藤 哲司 (昭和29年) (11月28日生)	昭和52年4月 理研ビニル工業(株)入社 平成9年7月 当社入社 平成12年10月 当社食品包装資材部大阪食品包装資材課長 平成16年4月 当社手袋・食品衛生用品部統括マネージャー 平成21年2月 当社食品衛生用品部長 平成23年6月 当社取締役 食品衛生用品部長 現在に至る	10,000株
		【取締役候補者とした理由】 同氏は、営業部門において豊富なマネジメント経験を有しており、さらなる市場開拓に向けて、これらの知見を当社の経営に反映させることにより、当社の監督機能がさらに強化できる適切な人材として、取締役候補者いたしました。	
8	たかしま ひろし 高島 寛 (昭和32年) (12月25日生)	昭和55年6月 当社入社 平成11年10月 当社経理部経理課長 平成14年6月 当社経理部 統括マネージャー 平成21年7月 当社経理部長 平成23年6月 当社取締役 経理部長 現在に至る	11,000株
		【取締役候補者とした理由】 同氏は、長年にわたり、経理・財務等の会計業務に携わっており、その豊富な知識と経験から、これらの知見を当社の経営に反映させることにより、当社の監督機能がさらに強化できる適切な人材として、取締役候補者いたしました。	
9	もとかわ つとむ 本川 勉 (昭和33年) (8月14日生)	昭和56年6月 当社入社 平成13年7月 当社プラスチック製品部課長 平成20年7月 当社プラスチック製品部長 平成25年4月 当社機能プラスチック製品部長 平成25年6月 当社取締役 機能プラスチック製品部長 現在に至る	4,000株
		【取締役候補者とした理由】 同氏は、営業部門において豊富なマネジメント経験を有しており、さらなる市場開拓に向けて、これらの知見を当社の経営に反映させることにより、当社の監督機能がさらに強化できる適切な人材として、取締役候補者いたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
10	ありさか まもる 有坂 衛 (昭和32年) (8月30日生)	昭和56年6月 当社入社 平成10年7月 当社経理部経理課長代理 平成14年6月 当社総務部総務課マネージャー 平成23年7月 当社総務部長 平成23年11月 当社総務部長兼人事部長 平成26年6月 当社取締役 総務部長 現在に至る	9,000株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、経理・総務・人事を始めとする幅広い業務に携わり、その知識と経験から、これらの知見を当社の経営に反映させることにより、当社の監督機能がさらに強化できる適切な人材として、取締役候補者といいたしました。		
11	かねうじ ひでき 金氏 英樹 (昭和33年) (3月1日生)	昭和55年6月 当社入社 平成2年7月 当社茨城工場FA推進室課長補佐 平成9年10月 当社茨城工場製造部機能製品課長 平成14年6月 当社茨城工場製造部粘着製品課統括 マネージャー 平成21年2月 当社茨城工場部長代理 平成24年9月 当社茨城工場製造部長代理兼総務人 事課担当 平成25年7月 当社福島工場長 平成27年6月 当社取締役 福島工場長 現在に至る	7,000株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、工場の生産部門における、幅広い知識と経験を有しており、優れたコミュニケーション能力により生産現場を統率し、当社の意思決定に重要な役割を果たす適切な人材として、取締役候補者といいたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
12	つちや よういち 土屋 洋一 (昭和35年) (4月3日生)	昭和58年6月 当社入社 平成9年7月 当社静岡工場製造一部農業ビニル課長代理 平成14年6月 当社静岡工場製造一部フィルム課マネージャー 平成16年10月 当社静岡工場製造一部統括マネージャー 平成20年11月 当社静岡工場長代理製造一部兼製造三部長 平成22年6月 Okamoto Sandusky Manufacturing,LLC 取締役社長 平成26年7月 当社静岡工場長 平成27年6月 当社取締役 静岡工場長 現在に至る	1,000株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、工場の生産技術や研究開発部門、また子会社の経営に携わっており、優れたコミュニケーション能力により、生産現場を統率し、当社の意思決定に重要な役割を果たす適切な人材として、取締役候補者いたしました。			
13	おかもと くにひこ 岡本 邦彦 (昭和54年) (5月24日生)	平成14年4月 当社入社 平成19年8月 当社医療家庭用品部企画課 平成21年2月 当社海外部製品販売課長 平成23年7月 当社海外部長代理兼製品販売課長 平成25年10月 当社海外部長 平成27年3月 当社海外部長兼シューズ製品部長 平成27年6月 当社取締役 海外部長兼シューズ製品部長 現在に至る 岡本貿易(深圳)有限公司 取締役社長	853,000株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、主に海外営業部門における幅広い知識・経験・人脈を有しており、さらなる海外事業の強化に際し、当社の意思決定に重要な役割を果たす適切な人材として、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
14	※ <small>たなか けんじ</small> 田中 健嗣 (昭和37年) (6月22日生)	昭和61年 6月 当社入社 平成 元年 7月 当社茨城工場FA推進室 平成13年 2月 当社総務部付業務改革担当 平成21年 7月 当社茨城工場施設課長 平成23年 7月 当社茨城工場製造部長代理 平成26年10月 当社茨城工場長代理兼家庭用品課長 平成27年 7月 当社茨城工場長 現在に至る	1,000株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、工場の生産部門における幅広い知識と経験を有しており、優れたコミュニケーション能力により生産現場を統率し、当社の意思決定に重要な役割を果たす適切な人材として、取締役候補者といたしました。			
15	<small>あいざわ みつえ</small> 相澤 光江 (昭和17年) (10月14日生)	昭和42年 4月 建設省(現国土交通省)入省 昭和54年 4月 東京弁護士会登録 昭和56年 9月 三宅今井池田法律事務所勤務 昭和60年 4月 新東京総合法律事務所開設 平成12年 6月 サミット株式会社監査役(現任) 平成17年 6月 株式会社コジマ監査役(現任) 平成19年10月 ビンガム・マカッチェン・ムラセ外国法事務弁護士事務所 坂井・三村・相澤法律事務所(外国法共同事業) パートナー就任 平成27年 4月 TMI総合法律事務所パートナー就任 平成27年 6月 当社取締役 現在に至る	0株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、長年にわたり弁護士業務に従事され、企業法務に精通しており、また他社における社外役員としての豊富な経験・高い見識に基づきこれを当社の経営に反映させることにより、当社の監督機能がさらに強化できる適切な人材として、取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありませんが、当社は社外取締役候補者である相澤光江氏が、所属するTMI総合法律事務所と顧問契約を締結しております。
3. 相澤光江氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
4. 相澤光江氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 相澤光江氏が選任された場合には、当社は同氏との間に、会社法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものいたします。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	<p>ますだ とみお 増田 富美雄</p> <p>(昭和29年) (3月21日生)</p>	<p>昭和53年6月 当社入社</p> <p>平成7年7月 当社車輛資材部レザー・ゴム布課長</p> <p>平成14年6月 当社建装部 統括マネージャー</p> <p>平成20年1月 当社建装部長兼産業製品部長</p> <p>平成21年6月 当社取締役 建装部長兼産業製品部長兼開発室・ISO担当</p> <p>平成24年2月 当社取締役 車輛資材部長、建装部長、産業用品部長</p> <p>平成27年3月 当社取締役 人事部長、粘着製品部長、建装部長、工業用品部長、資材部、大阪支店、名古屋営業所担当</p> <p>平成27年6月 当社常務取締役 人事部、粘着製品部、建装部、工業用品部、資材部、大阪支店、名古屋営業所担当</p> <p>現在に至る</p>	36,000株
<p>【監査等委員である取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、当社の営業部門や間接部門におけるその豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより、当社の監督機能がさらに強化できる適切な人材として、監査等委員である取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
2	ふかざわ よしみ 深澤 佳己 (昭和42年) (11月7日生)	平成8年3月 司法修習修了 平成8年4月 東京弁護士会に弁護士登録 深澤法律事務所入所 平成16年6月 当社監査役 現在に至る	10,000株
	【監査等委員である取締役候補者とした理由】 同氏は、弁護士としての法律に関する専門的な知識・経験等を有しており、当社の社外監査役として重要な役割を果たしていただいております。これを当社の経営に反映させることにより、当社の監督機能がさらに強化できる適切な人材として、監査等委員である取締役候補者といいたしました。		
3	あらい みつお 荒井 瑞夫 (昭和20年) (9月16日生)	昭和51年3月 公認会計士登録 昭和58年8月 荒井公認会計士事務所開設 平成2年4月 國學院大學経済学部非常勤講師 平成18年6月 東洋製罐グループホールディングス 取締役 現在に至る	0株
	【監査等委員である取締役候補者とした理由】 同氏は、公認会計士として財務および会計に関する専門的な知識・経験等を有し、他社における経営者としての豊富な経験・高い見識に基づき、これを当社の経営に反映させることにより、当社の監督機能がさらに強化できる適切な人材として、監査等委員である取締役候補者といいたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 深澤佳己、荒井瑞夫の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、本議案において深澤佳己、荒井瑞夫の両氏の選任が承認可決された場合、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定です。
3. 深澤佳己氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって終了となります。
4. 深澤佳己、荒井瑞夫の両氏が選任された場合には、当社は両氏との間に、会社法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結する予定です。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。また、本議案の決議の効力は、決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとし、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
しのみや あきお 四宮 章夫 (昭和23年) (11月21日生)	昭和48年4月 東京地方裁判所判事補 昭和56年5月 弁護士登録 平成14年4月 弁護士法人淀屋橋・山上合同業務執行社員 平成26年4月 コスモス法律事務所開設、合同製鐵株式会社取締役 現在に至る	0株
【監査等委員である取締役候補者とした理由】 同氏は、長年にわたり弁護士業務に従事され、企業法務に精通しており、また他社における社外役員として豊富な経験を有することから、これを当社の経営に反映させることにより、当社の監督機能がさらに強化できる適切な人材として、補欠の監査等委員である取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありませんが、四宮章夫氏が、所属するコスモス法律事務所と顧問契約を締結しております。
2. 四宮章夫氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 四宮章夫氏が選任された場合には、当社は同氏との間に、会社法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。

第6号議案 取締役（監査等委員を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成19年6月28日開催の第111回定時株主総会において年額324百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額344百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は15名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は15名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとしたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額46百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとしたします。

第8号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針承認の件

当社は、平成19年6月28日開催の第111回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」を導入し、平成25年6月27日開催の第117回定時株主総会により継続（以下、継続後の対応策を「現プラン」といいます。）しておりますが、現プランの有効期限は、平成28年6月開催予定の第120回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。

当社では、現プラン導入後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り方について引続き検討してまいりました。

その結果、平成28年5月9日開催の当社取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランを継続（以下、新たに継続するプランを「本プラン」といいます。）することを決定しましたのでお知らせいたします。

本プランの継続にあたり、一部語句の修正・整理等を行っておりますが、基本的なスキームについて変更はございません。

本プランの継続につきましては、当社監査役4名はいずれも、本プランの具体的運用が適正に行われることを前提として、本プランに賛成する旨の意見を述べております。

なお、平成28年3月31日現在の当社株式の状況につきましては、別紙1のとおりですが、平成28年5月9日現在、当社株式の大規模な買付行為等に関する具体的提案はなされておられません。

I. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中・長期的に確保・向上させる者が望ましいと考えます。また当社は、当社の株主の在り方は、当社株式は金融商品取引所に上場しておりますので、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えています。従って当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全員の意思に基づき決定されるべきものと考えています。

しかしながら大規模な買付行為や買付提案の中には、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、株主の皆様が買付の条件等を検討したり、当社取締役会が代替案を提案する為の十分な時間や情報を提供しないもの、明らかに濫用目的であるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのあるものもありえます。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切と判断します。

II. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社グループは「創意あふれる技術を結集して、健康的で快適な人間生活に寄与する商

品をつくり出し、当社に関係する人々により大きな満足を与えることをめざす」ことを企業使命としております。

当社グループの事業領域は、大きく産業用製品事業と生活用品事業に分かれ、その代表的な商品は産業用製品ではフィルム、壁紙、フレキシブルコンテナ、自動車内装材、テープ、食品衛生用品等、生活用品ではコンドーム、カイロ、除湿剤、メディカル製品、手袋、シューズ・雨衣、食品用脱水・吸水シート等と多岐に亘りますが、これらの事業は昭和9年創業以来培ってきた素材の研究と高度な技術を追い求めたこと、ならびに会社の統合・合併・事業の譲受等により吸収した製造技術・ノウハウが加味され現在の当社グループの事業創造に役立っています。これを基盤として当社グループは環境にやさしい製品を世に送り出し、株主、顧客、取引先、地域社会、従業員などの様々のステークホルダーとの友好な関係の維持、発展に努めてまいりました。これら有形・無形の資産を活用して中長期的な視野に立って企業価値と株主共同の利益の向上に努めてまいります。

当社は、国内の市場が伸び悩むなかで、グループ全社を挙げて「身近な暮らしを科学する」をキャッチフレーズに新製品の開発とグループ取扱商品の拡大に努めております。また利益体質を強化する意味で、本社・工場・支店・営業所・子会社を含めたグループ全体で、3S活動（整理・整頓・清掃）の徹底と継続を図り、品質向上と原価遞減に努めるとともに、省資源の促進および廃棄物の削減など、環境問題への取組み強化を実施しております。

当社は、企業理念体系（企業使命・経営理念・行動基準）を基本としてコンプライアンス規程を制定し、コーポレートガバナンス（企業統治）の充実に努めています。また会社法に定める内部統制システムに関する基本方針に基づき企業統治に関する組織、規程を充実させ、企業の透明性・効率性・健全性をより高めるとともに、各役員の役割の明確化に努めています。

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資をご継続頂くために、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以上のような施策を実施しています。これらの取組みは、上記Ⅰの会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えています。

Ⅲ. 本プランの内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み）

1. 本プランの目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして継続するものです。

当社は、当社株式に対する大規模な買付等が行われた場合でも、その目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えられるものではありません。また、支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付等の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、取締役会や株主の皆様が株式の大規模な買付等の内容等について検討し、あるいは取締役会が代替案を提示するために合理的に必要十分な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が買付等の対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益に鑑み不十分または不適当であるもの、買付等の対象とされた会社の企業価値の維持・増大に必要不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、大規模な買付等の対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そこで、当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切なご判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為がなされた場合の対応方針を含めた買収防衛策として、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランとして継続することといたしました。本プランの概要につきましては、別添の参考資料をご参照ください。

2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同条項に規定する保有株券等の数

- をいいます。)も加算するものとします。以下同じとします。)または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。)の合計をいいます。各議決権割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

3. 独立委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続きが進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その合理性・公正性を担保するため、現プランと同様に独立委員会規程(概要につきましては、別紙2をご参照ください。)に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役または社外有識者(注)のいずれかに該当する者の中から選任します。現在の独立委員会委員である3氏に替わり、新たに現社外取締役の相澤光江氏、現社外監査役である深澤佳己氏、社外の監査等委員候補者である荒井瑞夫氏が、独立委員会委員として就任する予定です(略歴につきましては、別紙3をご参照ください。)

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討のうえで当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を得ることができるものとします。

注：社外有識者とは、

経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいいます。

4. 大規模買付ルールの概要

(1)大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず、大規模買付ルールに従う旨の誓約を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- ① 大規模買付者の名称、住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の氏名
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要
- ⑥ 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨および必要に応じ、その内容について公表します。

(2)大規模買付者による当社に対する評価必要情報の提供

当社取締役会は、上記(1)、①から⑥までの全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報として当社取締役会への提出を求める事項について記載した書面を交付し、大規模買付者には、当該書面に従い、大規模買付行為に関する情報（以下、「評価必要情報」といいます。）を、当社取締役会に書面にて提出していただきます。

評価必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的および内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ① 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および組合員（ファンドの場合）その構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。）
- ③ 大規模買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- ④ 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 当社および当社グループの経営に参画した後に想定している役員候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑥ 当社および当社グループの経営に参画した後に予定している取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関しての変更の有無およびその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規

模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

上記に基づき提出された評価必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該評価必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な期限を定めたとうえで、評価必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な評価必要情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を公表いたします。

また、当社取締役会が評価必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、取締役会が求める評価必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供にかかる交渉等を打ち切り、その旨を公表するとともに、後記(3)の取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された評価必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表します。

(3) 当社取締役会による評価必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し評価必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けながら、提供された評価必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

5. 大規模買付行為が実施された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を講じることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも評価必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当を行う場合の概要は原則として別紙4に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑨のいずれかに該当し、結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲で、上記(1)で述べた対抗措置の発動を決定することができるものとします。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っている場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社または当社グループの資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っている場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で株式買収を行っている場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式の買付を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様当社株式の売却を強要するおそれがあると判断された場合
- ⑥ 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付条件（買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含む

がこれに限りません。)が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適切であると判断される場合

- ⑦ 大規模買付者による支配権獲得により、当社株主の皆様はもとより、当社グループの持続的な企業価値増大の実現のために必要不可欠な、顧客、取引先、従業員、地域社会その他の利害関係者との関係を破壊する等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- ⑧ 大規模買付者による買付後経営方針等が不十分または不適切であるため、当社事業の成長性・安定性が阻害され、中長期的な将来との企業価値の比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ著しく劣後すると判断される場合
- ⑨ 大規模買付者の経営陣もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合

(3)取締役会の決議、および株主総会の開催

当社取締役会は、上記(1)または(2)において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様は本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下、「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主総会の開催および基準日の決定を決議した場合は、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示します。

株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。従って、当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

(4)大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は取締役会評価期間を、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間をあわせた期間を大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

従って、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものと

します。

(5) 対抗措置発動の停止等について

上記(3)において、当社取締役会または株主総会において具体的対抗措置を講じることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないとき当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見または勧告を十分に尊重したうえで、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、または、無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないとき当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受け、たうえて、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当の中止、または新株予約権無償割当後において、行使期間開始日の前日までの間は、当社による当該新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様の新株予約権は消滅いたします。）の方法により対抗措置の発動の停止等を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに、法令および当社が上場する金融商品取引所の規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示いたします。

6. 本プランによる株主の皆様にご与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主の皆様にご与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報および提案のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切にご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切にご判断を行ううえでの前提となるものであり、株主の皆様の利益に資するものと考えております。

なお、上記5.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するかどうか等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主の皆様にご与える影響・株主の皆様が必要となる手続

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合または、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、株主の皆様（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者および会社に回復し難い損害をもたらすなど当社株主全体の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的

側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置を講じることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則等に従って適時・適切な開示を行います。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当てを実施する場合には、当社株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。ただし、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当てを中止し、または当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った株主の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

7. 本プランの適用開始、有効期限、継続および廃止

本プランは、本株主総会における株主の皆様のご承認があった日より発効することとし、有効期限は平成31年6月30日までに開催される当社第123回定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会において本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに開示します。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切な場合等、株主の皆様にも不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更する場合があります。

IV. 本プランの合理性について（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企

業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

2. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること
本プランは、上記Ⅲ. 1「本プランの目的」にて記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入しております。
3. 株主意思を反映するものであること
本プランは、本株主総会での承認により発効することとしており、本株主総会において本プランに関する株主の皆様のご意思をご確認させていただくため、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。
また、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。
4. 独立性の高い社外者の判断の重視
本プランにおける対抗措置の発動は、上記Ⅲ 5.「大規模買付行為が実施された場合の対応方針」にて記載したとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用を担保するための手続も確保されております。

当社株式の状況 (平成28年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 400,000,000株
 2. 発行済株式総数 104,996,839株
 3. 株主数 4,794名
 (単元株主数、自己株と保振除く)

4. 大株主 (上位10名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数 千株	比率%
明治安田生命保険相互会社	7,426	7.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	7,228	7.33
丸紅株式会社	7,211	7.32
株式会社みずほ銀行	4,896	4.97
有限会社八幡興産	3,530	3.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	3,348	3.40
みずほ信託銀行株式会社	2,944	2.99
やよい会	2,934	2.98
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	2,444	2.48
平井商事株式会社	1,886	1.91

以上

独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役または社外有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいう。
- ・ 独立委員会は、取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
- ・ 独立委員会決議は、委員の過半数をもってこれを行う。

以 上

独立委員会の委員略歴

本プラン継続後の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

(略歴)

相澤 光江

昭和17年10月14日生まれ

昭和42年4月 建設省(現国土交通省)入省

昭和54年4月 東京弁護士会登録

昭和60年4月 新東京総合法律事務所開設

平成19年10月 ビンガム・マカッチェン・ムラセ外国法事務弁護
士事務所 坂井・三村・相澤法律事務所(外国法
共同事業) パートナー就任

平成27年4月 TMI総合法律事務所パートナー就任

平成27年6月 オカモト株式会社社外取締役就任(現任)

(略歴)

深澤 佳己

昭和42年11月7日生まれ

平成8年4月 東京弁護士会に弁護士登録

深澤法律事務所入所

平成16年6月 オカモト株式会社社外監査役就任(現任)

(略歴)

荒井 瑞夫

昭和20年9月16日生まれ

昭和51年3月 公認会計士登録

昭和58年8月 荒井公認会計士事務所開設(現任)

平成2年4月 國學院大學経済学部非常勤講師

平成18年6月 東洋製罐グループホールディングス株式会社取締役
(現任)

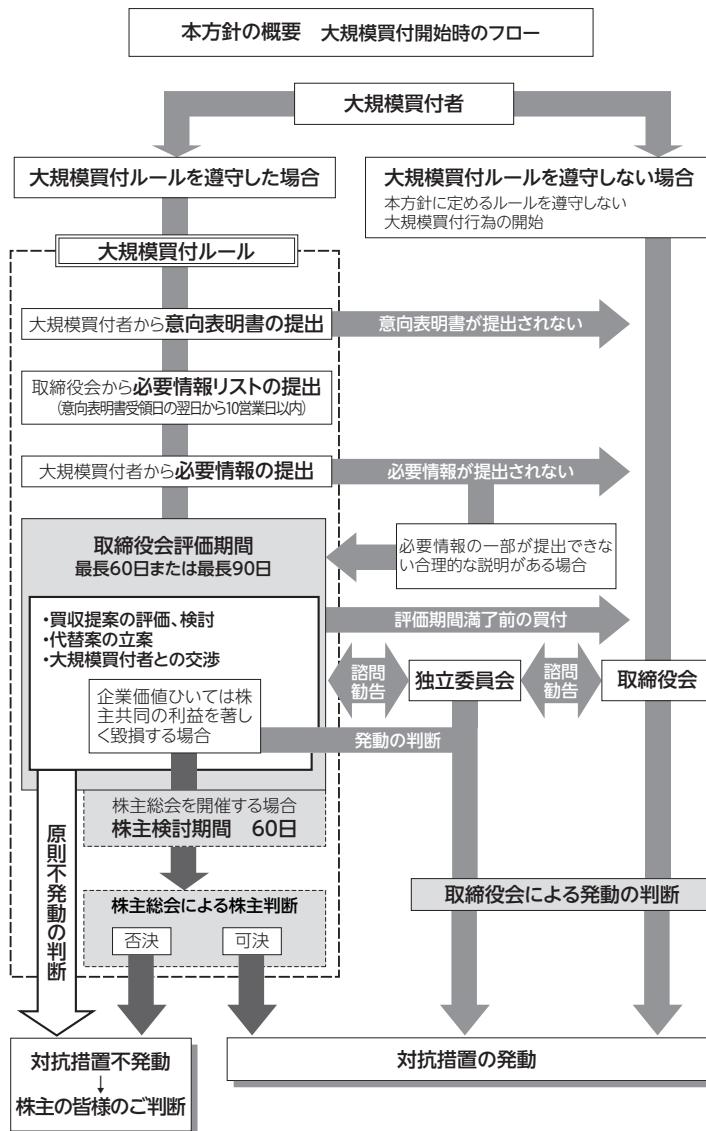
注) 上記3氏は、独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。

以 上

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主およびその割当方法
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 株主に割当てる新株予約権の総数
当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）は、新株予約権を行使できないものとする。詳細については、当社取締役会が別途定めるものとする。
7. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以 上



(注) 本図は、本方針のご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを
図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。

